

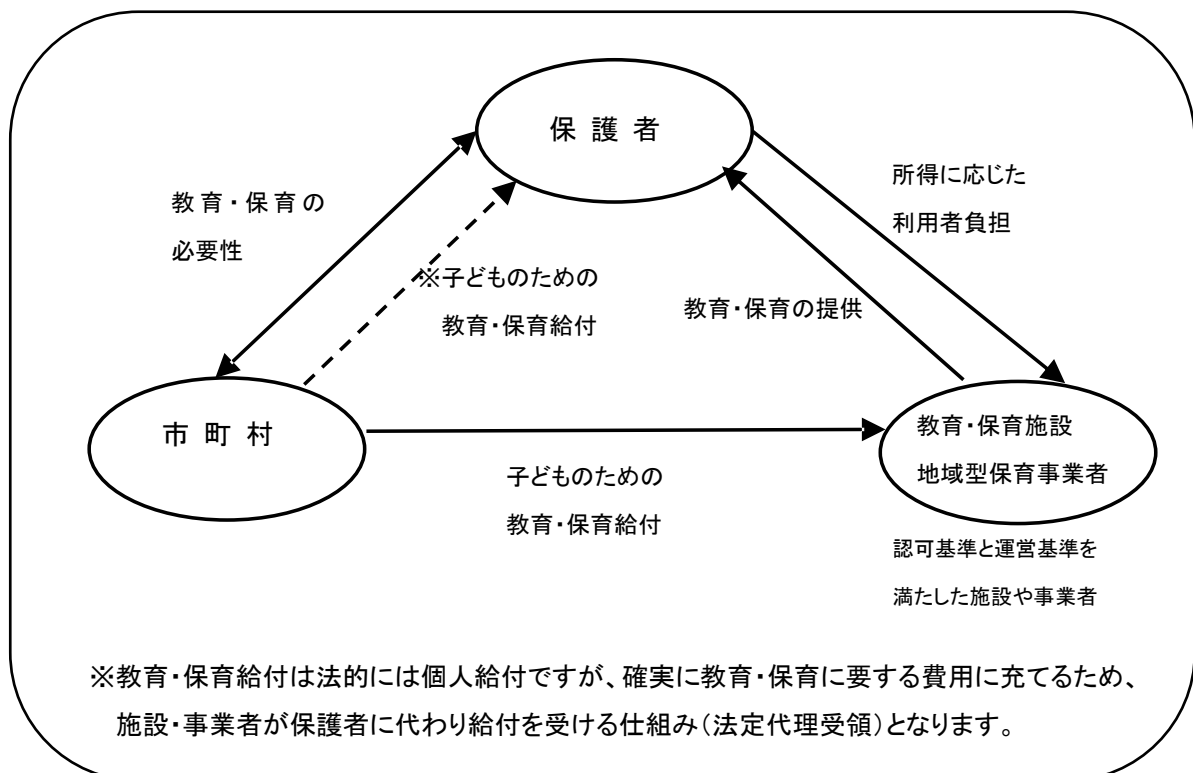
## 各種基準の制定について

### 1 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法(①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法)に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指し、平成27年4月より本格施行される予定です。

新制度では市町村が給付の実施主体となるため、保護者が市町村に保育の必要性を申請し、市町村が支給認定を行います。支給認定を受けた保護者が、認可や運営の基準を満たした施設や事業者を利用した場合に、市町村から給付が行われる仕組みです。そのため、施設の認可や運営及び支給認定に係る基準をあらかじめ定める必要があります。国では新制度本格施行(平成27年4月)のおよそ半年程前(平成26年10月以降)から利用者及び施設や事業者に対する準備事務を行う予定としています。

### 新制度での教育・保育の利用イメージ



## 支給認定(保育の必要性)の区分

認定区分		教育標準時間 (1号認定)	保育短時間 保育標準時間 (2号認定)	保育短時間 保育標準時間 (3号認定)
対象となる子ども		保育を必要としない 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利用できるもの	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業	—	※	○

※市町村における保育の体制の整備状況等を勘案して認められた場合に限りです。

## 2 条例等の制定

「子ども・子育て支援新制度」開始に向け、市町村が行う行政事務のうち、必要となる基準を下記(1)～(5)のとおり定めるものです。(※名称は仮称)

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例
- (2) 地域型保育事業の設備及び運営基準に関する条例
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する条例
- (4) 教育・保育の利用料に関する基準に関する条例又は規則等
- (5) 支給認定(保育の必要性の認定)に関する条例又は規則等

※このほか、正当な理由なしに虚偽の報告、提出等をする者に対し10万円以下の過料を科す規定を設けることができる(子ども・子育て支援法第87条)規定について検討。

新たな条例等の制定に伴い、現行の「小樽市保育の実施に関する条例」、「小樽市児童福祉法施行細則」(規則)などの廃止又は一部改正なども生じます。

(1)～(3)の条例を定めるに当たっては、国の政省令で定める「従うべき基準<sup>※1</sup>」と「参酌すべき基準<sup>※2</sup>」に従い定めることとされています。

※1「従うべき基準」…必ず適合しなければならない基準  
 ※2「参酌すべき基準」…十分参照しなければならない基準

◎「従うべき基準」「参酌すべき基準」の概要 … 別紙参照

(4)(5)については、国の基準に、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は示されておらず、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村が定めることとなります。

**(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例**

新制度では、「施設型給付(認定こども園・幼稚園・保育所)」や「地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)」の対象となることを希望する認可施設や認可事業者について、申請に基づき、支給対象となることを市町村が「確認」することとされており、確認に際しての基準を定める必要があります。

基準の区分	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員</li> <li>・施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの(例:差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)</li> </ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の事項</li> </ul>

**(2) 地域型保育事業の設備及び運営基準に関する条例**

新制度では、地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置付けられたことから、認可に係る基準を定める必要があります。

地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に行う家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4類型があります。

基準の区分	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業に従事する者の資格とその数</li> <li>・地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの(例:差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)</li> </ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の事項</li> </ul>

### (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する条例

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業です。新制度において、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められることとなりました。事業の実施における設備及び運営についての基準を市町村が定める必要があり、事業を行う者は基準を遵守しなければならないとされています。

基準の区分	基準の対象となる事項
従うべき基準	・放課後児童健全育成事業の従事者及びその員数
参酌すべき基準	・上記以外の事項

### (4) 教育・保育の利用料に関する基準に関する条例又は規則等

利用料は、保護者の所得に応じた応能負担を基本とした共通の仕組みとなり、国が定める水準を限度に、世帯の所得その他の事情を勘案して市町村が定めることとなっています。国が定める水準については、平成26年6月頃に示される予定とされており、その後、検討する必要があります。

### (5) 支給認定(保育の必要性の認定)に関する条例又は規則等

市町村は、保護者からの申請を受け、保育の必要性を認定した上で、給付を支給することとなっています。保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定しますが、実際の運用に当たっては、現行の状況等を踏まえつつ細分化や詳細な設定を行うなど市町村ごとの運用を認めるという方針が示されているため、詳細を検討する必要があります。

## 3 施行期日

※新制度の施行期日は、平成27年4月1日ですが、準備行為としての施設、事業等の認可や確認及び支給認定等の手続きは施行前に実施。